

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和2年度 第13回定例  
11月18日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年 11月 18日に教育委員会第13回定例会を招集した。

- |   |      |                  |         |         |
|---|------|------------------|---------|---------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年 11月 18日 (水) | 開会      | 14時 30分 |
|   |      |                  | 閉会      | 16時 00分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室          |         |         |
| 3 | 出席者  | 教 育 長            | 木 苗 直 秀 |         |
|   |      | 委 員              | 渡 邊 靖 乃 |         |
|   |      | 委 員              | 藤 井 明 雄 |         |
|   |      | 委 員              | 後 藤 康 雄 |         |

事務局 (説明員)	長	澤 由 哉	教育部長
	松 井 和 子	教育監	
	伏 見 光 博	参事 (総括担当)	
	塩 崎 克 幸	参事 (学校改革担当)	
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長	
	堀 口 敬 記	教育総務課長	
	中 山 雄 二	教育政策課長	
	青 木 康 行	財務課長	
	松 下 明 生	教育施設課長	
	本 村 勉	教育厚生課長	
	伊 賀 匡	特別支援教育課長	
	山 下 英 作	社会教育課長	
	青 嶋 幸 弘	静西教育事務所長	
	西 山 義 則	静東教育事務所長	
	小 関 雅 司	総合教育センター所長	
	三 科 守	中央図書館長	
	谷 学	義務教育課人事監	
	渡 辺 賢 一	高校教育課人事監	
	松 永 由 弥 子	社会教育委員長	
	白 井 千 晶	社会教育委員副委員長	

#### 4 その他

- (1) 第33、34、35、36号議案は可決された。
- (2) 報告事項1は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、後藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 34 号議案は議会提出前案件のため、第 35、36 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 34、35、36 号議案は非公開とする。公開案件から審議を行う。

**報告事項 1 第 36 期静岡県社会教育委員会報告書（手交）**

- 教 育 長： 今日は大変お忙しい中、松永由弥子先生、並びに白井千晶先生にお越しいただいている。報告事項 1 に関する進行については、山下社会教育課長が行う。
- 社会教育課長： <報告事項についての説明・報告書の手交>
- 社会教育委員長： 手交させていただいた「社会教育と子供の貧困」の報告書について、説明をさせていただく。この諮問題に取り組むに当たり、まず、子供の貧困をどう捉えるか、ということについて、社会教育委員全員で共通認識を持つこととし、この委員会では、経済的、物質的な困窮そのものだけではなく、そこから派生する健やかな成長を妨げられる教育機会や体験機会の貧しさも含めて、それらをどう克服したらいいかということを考えてきた。静岡県では、既にふじさんっこ応援プランが策定され、それに基づき様々な施策が進められており、その中に、静岡県の社会教育事業も含まれている。子供の貧困の現状、施策の進み具合を検討した上で、私たちは社会教育が学びや教育をどう捉えているのかという、その社会教育の特徴を、ぜひこの貧困問題に生かしていただきたいと考えた。
- 社会教育では、互いに学び合う相互教育性、全ての人が社会の構成員であるという考え方、また、地域の人々のつながりをつくるというのが社会教育の役割だと考えている。その 3 つの点を生かして、福祉で行われている様々な施策の手助け、環境づくりというものが社会教育で行われればよいのではないかと考えた。この点については、次に白井副委員長からもう少し説明をさせていただく。
- 社会教育副委員長： この委員会の報告書の特徴について、1 点、説明をさせていただく。この社会教育委員会では、福祉、教育、地域社会など、多様な委員が集まり、大変意義深いものであった。この多様な委員が社会教育という視点から議論を重ねた「子供の貧困と社会教育の意義」について、御報告をさせていただく。
- まず「教育」は、原則として子供本人に対して教育を行うというものである。また、「福祉」は、親や子などの世帯を対象にしており、行

政等が子供本人と世帯のみを福祉の対象とする、あるいは教育の対象とするだけでは子供の貧困というのは解決していかないというところが議論の中心になった。

社会教育は、地域社会全体が関わる唯一の視点という強みを持っている。世帯や子供を取り巻く地域社会をつくっていくという点で子供の貧困を考えるときに、社会の情勢の突破口になると考えている。すなわち、支援する側、される側という2項対立を超えて、地域社会の人々が支援し、支援される中で互いに学び合う、互いに豊かな人生に結びついていくというところが社会教育の視点であろうと考える。それぞれの細かい点については、報告書の中に記載をしているが、こうした社会教育の強みを生かして互いに学び合い、それぞれが豊かな人生に結びつくことで、結果として子供の貧困が改善されていくと考える。ぜひ実現願いたい。引き続き、委員長に交代する。

社会教育委員長： 副委員長から報告させていただいたとおり、福祉と教育の有機的な連携というものを願って、報告書をまとめた。第4章の最後で、私たちが考える限りの今後の取組や教育と福祉の連携の具体案というものを、4つの要素に分類して提示をさせていただいた。既に実施されている様々な施策について、支援を必要とする人たちに届いているものであるか、届いていないとすれば、その人たちの立場から考えて、接しにくい取組となっていないかということを検討すること。そして、その必要としている当事者の方と、既に行われている支援というものを、その地域で様々なことを理解している市民たちが丁寧につないでいく。行政関係者がそこにいることはもちろんのこと、行政任せにするのではなく、理解している者がそこに関わっていけるような仕組みづくりが必要である。そして行政も、縦割り行政を打破して、福祉行政と教育行政が手を組んで、1足す1は2ではなくて、それが3にも4にもなるようなつながり方をしていく。そして、さらには、副委員長からもお話をさせていただいたが、支援する側、される側という捉え方を超えて、それからそういうことに関係ある、関係ないというのではなく、市民全体がそういうものに関心を持ち、それぞれのところできるところをしていく。それから、そういうことは関係なく学びを進めることが、結果的には子供の貧困を解消していく仕組みづくりについて、社会教育はそういうことが得意分野と考えられるため、そういう市民が社会の担い手になるという考え方の施策として、報告書では具体案を示させていただいた。

社会教育関係者の人に、この報告書はぜひお読みいただいて、施策につなげていただきたいと思うが、それだけではなく、県民の皆様にもこのような状況を御理解いただき、少しでも県民総がかりでこの問題に向かっていたいただくための御参考にしていただければ幸いである。

教 育 長： 御説明ありがとうございます。報告内容について質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1点伺いたい。子供の貧困というのは、経済的貧困、金銭的貧困というのは、当然実態として問題視しなければならないが、それ以上に、経

済的にどういう状況にあり、あるいは豊かな経済環境に置かれていたとしても、心理的、精神的に貧困という状況にある子は存在すると思う。そういった子をどのようにケアしていくかということも、やはり必要だと思うので、当てる焦点が経済的な貧困に偏ってしまうと、教育行政としては不足がある状況だと思う。そういう点で、今回のいろいろ御検討、御見解を示された中で、精神的、心理的な貧困に対してどういう切り込み方をされたのかという点について、御教示いただければと思う。

社会教育委員長： 貧困については、頂いた御意見のとおり経済的な貧困がイメージとしてあるが、社会教育委員会の中では相対的貧困という考え方で捉えた。それが今委員から御指摘を頂いた心理的な貧困というものも含めた貧困であり、その解決策という事で、4章に生かす手だてについて記載した。社会教育の場というのは、様々な体験機会や、人とのつながりというものを提供できるところが強みとしてあると考えている。また、福祉分野の貧困の施策となると、特定の当事者を選び出しての施策となるが、社会教育の場合には、そういうことはできない分野であるため、誰かを特定して施策を打つという形ではなく、広く様々な状況にある大人なり子供なりに施策を展開していく中で、貧困の状況というものを解決していく。そのような解決をしていく中で、さらに福祉の分野では経済的貧困の状態にある人たちのケアをしていく。その福祉の取組の下支えになるような取組が社会教育にはできるのではないかと考えている。

藤井委員： 御回答について感謝申し上げます。報告書の中身は十分に確認させていただく。

渡邊委員： 私からも伺いたい。前回の総合教育会議等でも話題となった子供の貧困について扱っていただき、今ある取組をより深めていくことによって支援が必要な方々とより深い結びつきを生んでいくという御提案を伺い、関係の方々に啓発活動をすることによって、より活動が充実していくのではないかなという思いがした。地方でこのような取組をしている一方で、国では児童手当を廃止して、という首を傾げるような施策もある中で、社会教育団体が果たすべき役割を、御提案にあるような形で推進していくために、県の教育委員会から具体的なこういう支援があると動きやすくなるといった御意見があれば伺いたい。

社会教育委員長： 報告書では、36ページ以降に具体案について書かせていただいたが、現存の社会教育関係団体がより動きやすくなるために、この視点自体をその構成員の方々に、より分かりやすく伝えていただけるような講習会や、あるいは連携がしやすくなるような場があれば良いと思う。36ページや37ページには、現存のこども会や、PTA活動について記載をしているが、今の状態を続けるということではない。子供そのものに焦点を当てて、ジュニアリーダーの育成を県で重点的に取り組んでいただければこども会が活性すると思う。42ページには、今も盛んに行われている子ども食堂のことについての提案が出ているが、子ども食堂へいくと、そこに来た子供たちが調理も一緒にやって、そこでできたものを

みんなで食べて、可能であればその地域の高齢者の方に配っていくような形を提案させていただいた。副委員長のアイディアが満載で、こういう項目ができたが、支援する側とされる側というのを明確にするのではなく、お互いが助け合い関わり合っていく、その状況を様々なところで生み出せると良いと思う。子ども食堂に来た子供も、『自分が食べさせてもらっているのではなく、自分も食べる状況をつくることができた、そして自分が作ったものが周りの人の役に立っている』、そういうところに存在感や、自分の居場所というものが見つけられると思う。こういう仕掛けづくりというのが様々なところで行われていけば、心理的な貧困を解消していく施策になっていくのではないかと思う。

学校教育は様々な制限もあり、限られた時間で決められたカリキュラムをこなしていく中で、いろいろな人との関わりもしなければならぬという状況では、なかなか難しい状況なので、こういう取組こそ社会教育がやっていけるのではないかと考えている。

渡 邊 委 員： せっかくこのような報告書を出していただいたので、県の教育委員会としても、市や町の社会教育委員会と共有するとか、県内各地の社会教育団体の皆さんに今後の活動の指針としてこのような視点を持っていただきたいということを、ぜひお知らせするような活動に結びつけていきたい。2年間に渡り皆さんの御意見の取りまとめをしていただきましてありがとうございました。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

### 第 33 号議案 令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

教 育 長： 第 33 号議案「令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1 点確認したい。この856人の想定の中に、外国人で支援を必要とする生徒というのは含まれているか。

特別支援教育課長： 含まれている。

藤 井 委 員： 概数でも構わないが、何名くらいを想定しているか。

特別支援教育課長： 資料が手元に無く、回答が難しい。

藤 井 委 員： 質問の意図としては、言葉の問題や指導する人の対応能力といったことを考えた場合に、外国人だからといって対応しないといったことはあってはならないため、少なくともその募集定員の中に含まれているとい

うことであるならば、支援体制をしっかりと教育委員会として整えていかなければならないと思う。そこは手抜かりがないよう、しっかりと対応してほしい。

特別支援教育課長： 特別支援学校においても、外国人児童・生徒に対する支援として外部人材の活用事業を各学校で実施しており、事業等を活用して通訳の方や支援の方に学校へ入っていただき、対応をしているところである。

藤井委員： 今後、日本人の支援を必要とする生徒の数が少しずつ増えていくことはあるかもしれないが、一方で外国人の総数自体も増えていくと思う。その状況を考えると、支援体制というのはこれまで以上に先を見据えて整えていかなければならないと考える。

特別支援教育課長： 御意見について承知した。回答できなかった外国人の支援を必要とする生徒数については、別途報告をさせていただく。

藤井委員： 承知した。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第33号議案について可決する。

(会議の非公開)

教育長： これより会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

#### **<非>第34号議案 令和2年12月県議会定例会に提出する議案**

教育長： 第34号議案「令和2年12月県議会定例会に提出する議案」について、青木財務課長より説明願う。

財務課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 1点伺いたい。項目の2番について、引下げというのは、県の人事委員会の勧告とあるが、この内容自体は国の人事院の勧告と全く同じか。

財務課長： 同じである。

藤井委員： 承知した。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第34号議案について可決する。

**<非>第 35 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 36 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、令和 2 年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。